

秋田市土木工事における週休2日制工事実施要領

〔 令和6年12月16日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する土木工事（水道施設工事を含む。）における週休2日制工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日（土日） 対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という。）を設定することができるものとする。

(2) 週休2日 次に掲げるものをいう。

ア 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 4週8休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

エ 4週7休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が25.0%

(7日/28日)以上、28.5%(8日/28日)未満の状態をいう。

オ 4週6休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が21.4%

(6日/28日)以上、25.0%(7日/28日)未満の状態をいう。

(3) 交替制 次に掲げるものをいう。

ア 週休2日交替制 工程上の制約がある工事や連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）について、現場作業等に従事する技術者および技能労働者が交代しながら休日確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制 対象期間において、全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。

ウ 週休2日交替制における4週8休 対象期間内の休日率が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。

エ 週休2日交替制における4週7休 対象期間内の休日率が25.0%(7日/28日)以上、28.5%(8日/28日)未満の状態をいう。

オ 週休2日交替制における4週6休 対象期間内の休日率が21.4%(6日/28日)以上、25.0%(7日/28日)未満の状態をいう。

(4) 対象期間 工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。ただし、工場製作がある場合は、工場製作のみが行われている期間、工事全体を一時中止している期間のほか、夏期休暇3日間および年末年始休暇6日間、余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間を除くものとする。

(5) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業を含めるものとする。

(6) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(7) 休日率 対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請けおよび下請けの全ての技術者および技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

(8) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

をいう。

- (9) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交替制に取り組むことを協議した上で実施する方式をいう。

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合は、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）および振替休日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

- 2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合において、当該行為を行った日は休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他やむを得ない事由により監督員の指示で行う作業

(対象工事、発注方式および工事費の積算)

第4条 発注者は、全ての工事を対象に、週休2日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。ただし、次に掲げる工事は、対象としないことができる。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事
- (3) 対象期間が30日未満の工事

- 2 発注者は、当該工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると工事担当課所室長が判断した場合は、週休2日制工事の指定を解除することができる。

- 3 対象工事、発注方式および工事費の積算の運用については、各課所室の業務における積算基準および発注公所が定める次に掲げる運用基準等を準用するものとする。

- (1) 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用（平成29年5月30日施行）

(2) 秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用（令和 3 年10月 1 日施行）

(3) 秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用（令和元年 8 月 1 日施行）

(4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）

4 社会的要請や現場条件の制約等がある現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休 2 日又は交替制による取組ができるものとする。

5 発注者は、工事を発注する場合は、特記仕様書（施工条件明示一覧表）に当該工事が週休 2 日制工事である旨およびその発注方式を記載するものとする。

（発注者指定型による週休 2 日制工事の取扱い等）

第 5 条 発注者指定型による週休 2 日制工事の受注者は、工事打合簿により施工開始日を発注者に報告するほか、週休 2 日又は完全週休 2 日を確保する工程表その他現場閉所予定（完全週休 2 日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日および祝日以外の日を現場閉所日とすることができる。）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。

2 前項の受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定（完全週休 2 日にあつては、土曜日、日曜日および祝日以外の日を振替現場閉所日とすることができる。）し、事前に発注者に届け出るものとする。

3 発注者は、第 1 項の受注者に対し、別紙 1－1 および別紙 1－2 を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。ただし、最終月に関しては、工事完成届とともに提出するものとする。

（受注者希望型による週休 2 日制工事の取扱い等）

第 6 条 受注者希望型による週休 2 日制工事の受注者は、契約締結後、速やかに週休 2 日制工事の実施の意向について工事打合簿により発注者に報告するとともに、実施の有無を協議するものとし、実施を決定した場

合は、工事打合簿により施工開始日を発注者に報告するとともに、工程表その他現場閉所予定（完全週休 2 日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日および祝日以外の日を現場閉所日とすることができる。）を確認できる資料を作成し、発注者に提出するものとする。

2 前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の受注者について準用する。

（受注者希望型による週休 2 日交替制工事の取扱い等）

第 7 条 受注者希望型による週休 2 日交替制工事の受注者は、契約締結後、速やかに週休 2 日制工事の実施の意向について工事打合簿により発注者に報告し、実施の有無を協議するものとし、実施を決定した場合は、工事打合簿により施工開始日を発注者に報告するとともに、対象者の氏名、対象期間の日数および休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者に提出するものとする。

2 対象者は、施工体制台帳に記載されている元請けおよび下請けの技術者および技能労働者（いずれも次に掲げる者を除く。）とする。

（1）非常勤の者（臨時で従事する者）

（2）現場作業日数が 5 日未満の者

3 第 1 項の受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に届け出るものとし、当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。

4 発注者は、第 1 項の受注者に対し、別紙 2－1 および別紙 2－2 を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。ただし、最終月に関しては、工事完成届とともに提出するものとする。

（工期変更）

第 8 条 発注者は、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 3 年 12 月 1 日以降適用）に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

(工事成績評定)

第9条 発注者は、4週8休以上の現場閉所の実施又は休日を取得した実績を認めた場合は、工事成績の評定において、創意工夫の項目に加点することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札手続を開始する工事から適用する。

(秋田市建設部週休二日制モデル工事試行実施要領の廃止)

2 秋田市建設部週休二日制モデル工事試行実施要領（令和2年4月23日建設部長決裁）は、廃止する。